

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正について

1 改正の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)」が平成 26 年 6 月 25 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に「介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)」が一部改正されることに伴い、同条例施行規則の関係法令規定部分を修正するものである。具体的な内容は以下のとおり。

2 介護保険法の改正

同法第 8 条中、第 17 項から第 27 項までが 1 項ずつ繰り下げられたことにより、別表第 1 の 4 の項(8)を整理する。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

4 県民意見反映手続きについて

上記法の改正に伴う形式的な変更該当するため、県民意見反映手続きは不要である。(かながわ県民意見反映手続き要綱第 4 条第 3 項(8)イ)